

第二十七号議案

江戸川区球場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区球場条例の一部を改正する条例

江戸川区球場条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「その他区長」を「前号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第八条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十一条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表一般（高校生以上）の項中「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表中学生以下の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に改め、同表備考第一号中「区民」を「江戸川区民」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、

同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。